

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行個）諮問第198号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行個）答申第210号）

事件名：本人が行った特定の保有個人情報開示請求に係る決裁文書に特定の記載がないことに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年11月15日付け20171017統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件については、平成29年11月27日に、本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者（以下「担当者」という。）から説明を受けたが、その説明によれば、開示すべき文書の探索は大臣官房調査統計グループ（以下「調査統計グループ」という。）内で保有する文書のみしかしていないとのことであった。

審査請求人は、調査統計グループのみを対象として開示請求を行ったのではなく、法2条において定められている行政機関である経済産業省に対して開示を求め、その旨をあえて開示請求書にも記している。

さらに、その理由を確認したところ、「（審査請求人の）開示請求は個人情報なので、他の部門には確認できない（ので省内の他部門に対しての確認等はしなかった）」との説明があったが、この説明によれば、本件に限らず、これまでに審査請求書が経済産業省に対して行った開示請求で、鉱工業動態統計室が担当課室とされているもの全てが、調査統計グループ内で保有する文書の探索のみしか行っていない違法な開示決定又は不開示決定であったということとなり、とても本不開示決定を容認することはできない。

担当者に、違法である旨を指摘し、改めての探索を求めたが、「審査請

求をしてほしい」とのことだったので、改めて適法な開示手続を踏んだ文書の探索をしてもらうため、審査請求を行う。

なお、担当者の説明については、事前に経済産業省に伝えた録音に、明確に記録されていることを申し添える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報をも特定し、平成29年11月15日付け20171017統第1号により、原処分を行った。

#### 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件文書を探索したところ、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした。」

#### 3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁の探索が不十分として、存在しているべき本件対象保有個人情報を改めて特定し、開示するよう求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### (1) 本件開示請求における不開示理由について

本件開示請求において特定される本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成27年年8月に経済産業省に提出・受理された「保有個人情報利用停止請求書」については、これまで都合6回にわたり開示請求を行ってきたところですが、この6回の開示請求に対する開示（不開示）決定に係る6通の決裁文書を確認したところ、6通の決裁文書全て、特に1回目の全部開示決定の決裁文書には、複写が存在すること、その複写を審査請求人からの開示請求に対する開示に利用する旨の記載が一切ないという事実が存在することに関連し、これまでの間に、経済産業省全体として、確認、検討、調査等といった目的を問わず、作成・保有等を行った『全ての文書』」であるが、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示としたものである。

##### (2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、審査請求人の主張も踏まえて、改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、該当する本件対象保有個人情報は保有しておらず、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした原処分は妥当である。

### 3 結論

以上のとおり本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月5日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人が経済産業省に提出した特定の保有個人情報利用停止請求書（以下「別件利用停止請求書」という。）について、経済産業省が行ったと審査請求人が主張する以下の行為に関連して、同省が作成又は取得した文書に記録された審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めるものと解した。

「別件利用停止請求書に記録された保有個人情報を対象とする開示決定等に係る開示の実施の手續において、経済産業省が、審査請求人本人に何らの連絡もなく、別件利用停止請求書を複写し、開示の実施に利用したこと（以下「本件行為」という。）。」

イ 本件行為について、別件利用停止請求書への対応に係る事務手續は、専ら、調査統計グループに属する鉱工業動態統計室が法及び経済産業省行政文書管理規則にのっとり適切に行っている。

ウ 本件審査請求を受けて、改めて本件対象保有個人情報が記録されている可能性のある行政文書の探索を行ったが、その存在を確認することはできなかったことから、本件対象保有個人情報は保有していない。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙)

審査請求人が平成27年8月に経済産業省に提出・受理された「保有個人情報利用停止請求書」については、これまで都合6回にわたり開示請求を行ってきたところであるが、この6回の開示請求に対する開示（不開示）決定に係る6通の決裁文書を確認したところ、下記のとおり、重大な法令違反の疑いがあると考えている。

① 『複写』の写し（の写し）が手交されたことを審査請求人が知ったのは、鉱工業動態統計室の担当者からの1回目の開示時における、「原本をPDFに記載したものである」と、「写しは手交できてなぜ閲覧はできないのか」との審査請求人からの質問に対して、その場で初めて、「原本をPDFに記録したものを打ち出したものであるため」と、口頭で説明があったからである。

※ このことは、参考として添付した当時の鉱工業動態統計室長に宛てたメールにもあるとおり、個人情報保護室の当時の担当者にも立ち会ってもらった場でなされたことなど、様々な記録でも明らかな「事実」である。

② 上記『複写』は、法により各行政機関が求められている「保有個人情報の適切な管理」を実行するために経済産業省として定めた規程等による「複写等の制限」からすれば、複写が廃棄もされずに存在すること自体が法に抵触していると考えられるところ、さらにその複写を審査請求人からの開示請求に対する開示に用いることも法の目的外利用に抵触すると考えられる。

③ しかしながら、上記の6通の決裁文書全て、特に1回目の全部開示決定の決裁文書には、複写が存在すること、その複写を審査請求人からの開示請求に対する開示に利用する旨の記載が一切ない。この決裁文書に記載が一切ないという「事実」は、審査請求人が閲覧も求めなければ知り得なかったことであり、さも本物（原本）の写しであるかのように、「複写」の写しを審査請求人に見せ、あたかも本物（原本）の写しであると誤信させるという行使目的としか受け止められないことから、刑法の『公文書偽造』に該当すると受け止められても致し方ないと考えられる「事実」である。

ついでには、『上記の③で指摘した、6通の決裁文書全て、特に1回目の全部開示決定の決裁文書には、複写が存在すること、その複写を審査請求人からの開示請求に対する開示に利用する旨の記載が一切ないという事実が存在することに関連し、これまでの間に、経済産業省全体として、確認、検討、調査等といった目的を問わず、作成・保有等を行った「全ての文書』の開示を求める。

※ 上記「全ての文書」の中には、上記各法令等（該当部分のみで可）、鉱工業動態統計室長の異動に伴う引継資料（該当する記載がない場合はその旨不開示理由に明記されたい）といった文書を含むことに留意されたい。

(開示請求書添付資料は省略する。)